

## (5) 施設等整備費補助金について

函館市では、介護施設等の整備に対し、国または北海道の交付金を活用するほか市費単独の補助を行っています。

国・道の交付金を活用した補助については、施設等設置者から提出された事業計画を基に庁内協議し、国・道と補助協議の結果、採択されたものが対象となります。市費単独の補助については、審査会に諮り、結果、採択されたものが対象となります。

補助整備を検討される場合については、早い段階で当課へ相談願います。

### I 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金について

国および北海道の間接補助等により施設または設備の整備に対し補助を行います。

主な概要については、以下のとおりです。(補助対象となる施設種別や補助金額等については令和7年度のものです。令和8年度以降、変更する場合があります。)

#### (1) 介護サービス提供基盤等整備事業費交付金を活用した事業【北海道補助事業】

##### ア 対象事業

(ア) 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入に必要な経費

対象施設：定員30名以上の広域型施設等および定員29名以下の地域密着型施設等（詳しくは介護サービス提供基盤等整備事業交付金交付要綱をご確認ください。）

交付基準：定員30名以上の広域型施設等 520千円×定員数

定員29名以下の地域密着型施設等 520千円×定員数

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8,640千円×施設数

小規模な養護老人ホーム 260千円×定員数

施設内保育施設 2,600千円×施設数

(イ) 特別養護老人ホーム多床室のプライバシー保護改修支援

対象施設：特別養護老人ホーム

交付基準：906千円×整備床数

(ウ) 特別養護老人ホーム等のユニット化改修支援

対象施設：特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院

交付基準：個室からユニット化へ改修 1,480千円×整備床数

多床室からユニット化へ改修 2,960千円×整備床数

(エ) 介護施設等の看取り環境の整備

対象施設：定員30名以上の広域型施設等および定員29名以下の地域密着型施設等（詳しくは介護サービス提供基盤等整備事業交付金交付要綱をご確認ください。）

交付基準：定員30名以上の広域型施設等 4,330千円×施設数

定員 29 名以下の地域密着型施設等 4,330 千円×施設数

※ このほか道補助事業のメニューには施設の創設等もありますが省略していません。

#### イ 例年の事務スケジュール

- ① 整備前年度 9 月下旬～10 月上旬…市から法人等へ新年度の所要額調査
- ② 整備前年度 3 月下旬～4 月上旬…市から道へ新年度の補助協議計画書を提出
- ③ 6 月上旬(②の概ね 2 か月後)…道から市へ補助内示
- ④ 9 月中旬(③の北海道補助内示後に補正予算を計上)…市から法人等へ補助内示
- ⑤ 9 月下旬(④の市補助内示後)…補助金交付申請～補助金交付決定  
工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査  
補助金の実績報告～補助金の額の確定  
～補助金の交付

☆ その他、不定期に新規事業等の補助協議があります。

#### ウ 資料

- ・ a 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱 [市要綱]
- ・ b 介護サービス提供基盤等整備事業実施要綱 [道要綱]
- ・ c 介護サービス提供基盤等整備事業交付金交付要綱 [道要綱]
- ・ d 別表 1 交付金 交付要綱・補助基準額等一覧表 [道要綱]
- ・ e 別表 2 交付金交付要綱添付 特別措置一覧 [道要綱]

#### (2) 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用した事業【国補助事業】

**注意：既に義務化されている非常災害対策計画および業務継続計画 (BCP) の策定がない施設については、原則補助対象外となります。**

#### ア 対象事業

##### (ア) 既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業

対象施設：軽費老人ホーム・有料老人ホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・宿泊サービスの提供を行う地域密着型通所介護事業所および認知症対応型通所介護事業所ならびに生活支援ハウス

交付基準：スプリンクラー設備(1,000 m<sup>2</sup>未満)…9,710 円/m<sup>2</sup>,

消火ポンプユニット 2,440 千円以内

自動火災報知設備(300 m<sup>2</sup>未満)…1,080 千円以内

消防機関へ通報する火災報知設備(500 m<sup>2</sup>未満)…325 千円以内

##### (イ) 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業

利用者等の安全確保等の観点から行う大規模修繕等

〈例〉防災対策に配慮した避難経路等の整備、防災対策上必要な補強改修工事や設備(非常用自家発電設備など)の整備など(資料「認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて [国資料]」参照)

対象施設：地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人ホーム・認知症対応型通所介護事業所・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所・地域包括支援センター・生活支援ハウス・施設内保育施設

交付基準：地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院…15,400千円以内

その他の施設…7,730千円以内

非常用自家発電設備以外については総事業費が800千円を下回る場合は対象外。

(ウ) 社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修支援事業

利用者の安全確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等（社会福祉連携推進法人等に限る）

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム

交付基準：交付基準額 61,600千円

補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

(エ) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム

交付基準：交付基準額 29,260千円

補助率 2/3(国 1/3, 市 1/3, 事業者 1/3)

(オ) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム

交付基準：補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

総事業費が5,000千円(燃料タンクを除く)を下回る場合は対象外。

(カ) 高齢者施設等の給水設備整備事業

対象施設：[広域型施設等] 特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム

[地域密着型施設等] 地域密着型特別養護老人ホーム・小規模ケアハウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人ホーム・認知症対応型通所介護事業所・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所・地域包括支援センター・生活支援ハウス・施設内保育施設

交付基準：補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

広域型施設等については総事業費が5,000千円を下回る場合は対象

外。

(キ) 高齢者施設等の防犯対策および安全対策強化事業

点検の結果（資料「社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について〔国資料〕」参照），問題のあるブロック塀等の改修。撤去のみは対象外。

対象施設：〔広域型施設等〕 特別養護老人ホーム・老人短期入所施設・軽費老人ホーム・介護老人保健施設・介護医療院・養護老人ホーム・有料老人ホーム・通所介護事業所・在宅複合型施設

〔地域密着型施設等〕 地域密着型特別養護老人ホーム・小規模老人短期入所施設・小規模ケアハウス・小規模介護老人保健施設・小規模介護医療院・小規模養護老人ホーム・小規模有料老人ホーム・地域密着型通所介護事業所・認知症対応型通所介護事業所・認知症高齢者グループホーム・小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所・定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所・夜間対応型訪問介護事業所・地域包括支援センター・生活支援ハウス・施設内保育施設

交付基準：補助率 3/4(国 1/2, 市 1/4, 事業者 1/4)

イ 例年の事務スケジュール

- ① 4月中旬…市から法人等へ整備意向を照会，市から国へ新年度の補助協議計画書を提出
- ② 7月中旬(①の概ね3～4か月後)…国から市へ補助内示
- ③ 9月中旬(②の国補助内示後に補正予算を計上)…市から法人等へ補助内示
- ④ 9月下旬(③の市補助内示後)…補助金交付申請～補助金交付決定  
工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査  
補助金の実績報告～補助金の額の確定  
～補助金の交付

☆ その他，不定期に新規事業等の補助協議があります。

ウ 資料

- ・ a 函館市地域密着型サービス拠点整備費等補助金交付要綱〔市要綱〕
- ・ f 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱〔国要綱〕
- ・ g 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱〔国要綱〕
- ・ h 防災改修等支援事業の取扱いについて〔国資料〕
- ・ i 高齢者施設等の水害対策強化事業〔国資料〕
- ・ j 社会福祉施設等のブロック塀等の安全点検について〔国資料〕
- ・ k 避難確保計画について〔国資料〕

## II 函館市社会福祉施設等整備費補助金について

社会福祉施設の特別養護老人ホームなどの創設等が対象となります。函館市の福祉計画等に基づく事業で，市が選定した法人により実施されるもの，または，施設の老朽化

等により施設整備が必要と認められる事業が対象となります。

概要については、以下のとおりです。(補助対象となる施設種別や補助金額等については、変更する場合があります。)

(1) 対象施設種別

養護老人ホーム・特別養護老人ホーム・軽費老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けるケアハウスに限る。)

(2) 対象整備区分

創 設：新たに施設を整備すること。

増 築：既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

増改築：既存施設の現在定員の増員を図るための増築整備をするとともに、既存施設の改築整備(一部改築を含む。)をすること。

改 築：既存施設の現在定員の増員を行わないで改築整備(一部改築を含む。)をすること。

拡 張：既存施設の現在定員の増員を行わないで施設の延面積の増加を図る整備をすること。

(3) 補助対象経費

施設整備に必要な工事費または工事請負費および工事事務費

(4) 補助額等

補助対象経費等の額に 3/4 を乗じて得た額を予算の範囲内で調整した額。

※ 補助額は、施設等の種類、整備区分や工事の内容により異なります。詳しくはお問い合わせ下さい。

(5) 事務スケジュールの例

① 法人での施設整備計画時…法人から市へ整備相談等

② 補助金交付申請の概ね1年前…法人から市へ事前審査申請の提出

③ 事前審査申請の概ね3か月後…審査会での採択

④ ③の審査会採択後の直近の市議会定例会に予算を計上…市から法人へ補助内示

⑤ ④の市補助内示後…補助金交付申請～補助金交付決定

工事等の入札～工事着工～工事完了～完了検査

補助金の実績報告～補助金の額の確定～補助金の交付

(6) 資料

- ・ 1 函館市社会福祉施設等整備費補助金交付要綱 [市要綱]

### Ⅲ 財産処分について

## 財産処分は事前申請を行い承認を得ることが必要です！

財産処分とは、補助金の交付を受け整備された施設や設備を、その交付の目的に反して処分することを指し、以下の6種類に分類されます。

転 用	対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用 (例) 介護付き有料老人ホームを廃止し、住宅型有料老人ホームとして活用する場合
譲 渡	対象財産の所有者の変更 (例) 特別養護老人ホームを法人Aから法人Bへ譲渡する場合 (有償譲渡・無償譲渡に関わらず申請が必要)
交 換	対象財産と他人の所有する財産との交換 なお、設備の故障時の業者による引取りは、交換ではなく廃棄に当たります。
貸 付	対象財産の所有者変更を伴わない使用者の変更 (例) 認知症高齢者グループホームを運営する法人Cが法人Dに貸与する場合 (有償貸付・無償貸付に関わらず申請が必要)
取壊し	対象財産 (施設) の使用を止め、取り壊すこと
廃 棄	対象財産 (設備) の使用を止め、廃棄処分をすること

※このほか、対象財産を担保に供する場合も財産処分が必要になる場合があります。

- 補助事業により取得し、または効用の増加した財産は、当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間 (各省庁省告示による処分制限期間) 内に、承認を受けずに財産処分することはできません。
- 財産処分の申請から承認までには、国・道との手続きを含め数ヶ月を要します。**財産処分の際はあらかじめ余裕を持ってご相談ください。**
- 処分制限期間内での財産処分には、補助金の返還を求められる場合がありますのでご留意願います。また、事前の承認を受けずに財産処分を行った際は、補助金の交付を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
- 財産処分の申請を行う際には、当該補助事業の交付決定通知書や額の確定通知書等の書類が必要となりますので、補助事業に関する書類の保管にご協力願います。